



# 健康保険証廃止における今後の流れについて



従来の「健康保険証」の新規発行は令和6年12月2日をもって廃止されます。  
以降は「マイナ保険証」を提示して医療機関等に受診していただくことが原則となります。

## 保険証廃止の前後に当組合から次の書面の送付・発行を予定しています

### 廃止前

①『資格情報のお知らせ』の送付（令和6年10月8日に一斉発送を予定）

『資格情報のお知らせ』には、当組合へ保険給付や健診などの各種申請をする際に必要となる「資格情報（健康保険の記号・番号等）」と「マイナンバーの下4桁」を記載しています。今後、安心してマイナ保険証をご使用いただけるよう、記載内容をご確認のうえ大切に保管してください。

※ 万が一記載内容に誤りがある場合は、速やかに当組合へご連絡ください。

※ 一斉送付は9月14日時点で当組合に登録のある加入者が対象です。

9月14日以降に届出のあった新規加入者へは、マイナンバーの下4桁記載なしの『資格情報のお知らせ』を後日お渡しする予定です。

### 廃止後

②『資格確認書』の発行（対象者へ令和6年12月2日以降に発行）

『資格確認書』は、マイナンバーカードを保有していない、またはマイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない等の理由によりマイナ保険証が利用できない方に対して発行します。

マイナ保険証に代えて医療機関等に提示のうえ受診していただくこととなりますが、有効期限等が設定され、更新が必要となりますのでご注意ください。

## マイナ保険証への移行に向けたスケジュール

令和6年

「マイナ保険証」をお持ちの方は「マイナ保険証」で受診

①『資格情報のお知らせ』を10月に送付

- 強制被保険者・被扶養者 → 所属事業所宛に一括送付
- 任意継続被保険者・被扶養者 → 当組合に登録のある居住住所へ送付



※令和6年12月2日以降も新規加入者に『資格情報のお知らせ（マイナンバーの下4桁記載なし）』をお渡しします。

### 12月2日保険証廃止

令和7年

『マイナ保険証』をお持ちでない方

- 経過措置期間（令和7年12月1日まで）は現在お持ちの保険証を使用可能ですが、以降は使えなくなりますのでマイナ保険証へ早めの切り替えをお願いします。
- 新たに資格取得・扶養認定された方で、マイナ保険証をお持ちでない方や保険証利用登録をされていない方には有効期限付きの②『資格確認書』を発行します。

12月1日経過措置終了（以降、現在お持ちの保険証は使用できません）

